小規模個人再生による再生計画不認可

平成２１年（再イ）第５１号
兵庫県明石市魚住町中尾1022番地の１
再生債務者　大塚　真也
１　主文　本件再生計画を認可しない。
２　理由の要旨　平成21年12月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法202条２項２号に定める事由がある。
平成22年３月16日
神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２１年（再イ）第５２号
神戸市西区岩岡町野中189番地
再生債務者　福本　由美（開始決定時の氏名大塚由美）
１　主文　本件再生計画を認可しない。
２　理由の要旨　平成21年12月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法174条２項２号に定める事由がある。
平成22年３月16日
神戸地方裁判所明石支部再生係

小規模個人再生による再生計画取消

平成１８年（再イ）第７１号
長野県松本市南原２丁目12番Ａ―1005号
再生債務者　小口　秀幸
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成19年４月５日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成22年３月16日　長野地方裁判所松本支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２１年（再イ）第２８７号
横浜市南区永楽町１丁目６番地18
再生債務者　國井　　久
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成22年３月12日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（再イ）第１１４号
千葉県柏市豊四季614番地42パル１号
再生債務者　黒澤　鋭一
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成22年３月15日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（再ロ）第１８号
埼玉県新座市池田４丁目３番14号
再生債務者　加園　徹也
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成22年３月16日
さいたま地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２２年（再ロ）第１０００２号
長崎県長崎市三原２丁目12番20号　コーポラス一本木201号
再生債務者　池﨑　眞理
１　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年４月６日まで
４　一般異議申述期間　平成22年４月20日から平成22年５月６日まで
長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２２年（再ロ）第２号
青森県五所川原市大字唐笠柳字皆瀬17番地５
再生債務者　松嶋　高司
１　決定年月日時　平成22年３月17日午前11時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年４月７日まで
４　一般異議申述期間　平成22年４月14日から平成22年４月28日まで
青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

平成２１年（再ロ）第９９号
大阪市旭区今市２丁目10番５―203号
再生債務者　西松　光夫
１　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年４月13日まで
４　一般異議申述期間　平成22年４月16日から平成22年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第１号
秋田県仙北郡美郷町千屋字善知鳥221番地
再生債務者　煙山　真吾
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後３時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年４月14日まで
４　一般異議申述期間　平成22年４月28日から平成22年５月12日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（再ロ）第５号
秋田県大仙市大曲字上高畑171番地18
再生債務者　荘司　和広
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後３時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年４月14日まで
４　一般異議申述期間　平成22年４月28日から平成22年５月12日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（再ロ）第３号
徳島県板野郡上板町佐藤塚字西433番地１
再生債務者　戸田　竜也
１　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年４月14日まで
４　一般異議申述期間　平成22年４月28日から平成22年５月６日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（再ロ）第８号
北九州市小倉南区朽網西４丁目24番１―304号
再生債務者　作本　塩美
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後４時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年４月14日まで
４　一般異議申述期間　平成22年４月21日から平成22年４月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２１年（再ロ）第４９号
宮城県塩竈市千賀の台１丁目10番21号
再生債務者　坪田　博明
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年２月26日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年４月６日まで
平成22年３月16日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２１年（再ロ）第１７号
埼玉県志木市幸町４丁目18番８号
再生債務者　三木　　悟
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年２月23日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年４月６日まで
平成22年３月16日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２１年（再ロ）第１０６号
大阪府東大阪市大蓮南５丁目８番35号
再生債務者　横山　正也
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年３月２日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年４月13日まで
平成22年３月16日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第２号
大阪府枚方市星丘４丁目４番４号
再生債務者　松岡　友治
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年３月５日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年４月13日まで
平成22年３月16日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再ロ）第３号
山口県宇部市大字際波436番地59
再生債務者　花田　政明
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年３月15日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年４月13日まで
平成22年３月16日　山口地方裁判所宇部支部